

令和8年度 横手市立横手明峰中学校部活動運営方針

1 部活動の意義と方針の趣旨

(1) 部活動の意義・目標

ア 部活動は「生徒の自主的・自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育の一環として、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心をもつ生徒が集い、豊かな学校生活を送る上で大きな意義をもつ。

イ 異学年との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学び場として大切な活動である。

ウ 部活動は、豊かなスポーツライフにつながる資質・能力を育んだり、文化及び科学等に親しむ態度を育んだりするとともに、家庭や地域とのつながりを深め、学校の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

(2) 部活動運営の基本方針

ア 学校教育の一環として、教育課程との連携を図り、学校教育目標との関連を重視する。

イ 生徒の自主的・自発的な参加で行われ、合理的で効率的・効果的な活動となるよう生徒及び部活動担当者の負担軽減を配慮した指導・運営体制を整える。

ウ 保護者や地域との連携を図りながら、生徒の豊かなスポーツライフ、文化及び科学等に継続的に親しむことができるような環境を整える。

(3) 運営の重点

ア 本校学校教育で目指す、自他を尊重しながら、自律に向けて、高い志をもち、自ら磨き、未来を力強く切り拓く生徒の育成

イ 心身の安全に配慮した指導・運営体制の構築

ウ 保護者や地域、各種団体との連携等、円滑に行うための運営の工夫

2 適切な運営のための体制整備

(1) 校長の取組

ア 学校教育目標及び「横手市立中学校部活動の在り方及び地域クラブ活動の推進に関する方針」に則り、毎年度「横手市立横手明峰中学校部活動運営方針」を策定する。

イ 策定した部活動運営方針をHPの掲載等により公表する。

ウ 生徒の心身の健康管理、事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶等について確認・協議するため、「部活動担当者会」を設置し、必要に応じて開催する。

エ 部活動担当者との情報共有を図り、負担軽減策、保護者対応や部活動内の問題等の未然防止、早期解決に向けた指導助言等を積極的に行う。

(2) 部活動担当者の取組

ア 生徒の人格を尊重し、学校の教育活動の一環として行われるものであることを理解し、学校教育目標や教育課程との関連を図った部活動の指導・運営に努める。

イ 生徒の心身の健康管理、事故防止の徹底に努めるとともに、体罰・ハラスメントは絶対に行わない。

ウ 保護者との情報共有を密接に行い、部活動運営に理解と協力を得られる関係づくりに努める。

3 運営の実際

(1) 入部・退部・転部の届出について

- ア 部活動への入部を推奨するが、本人の意志及び保護者の意向を最大限尊重する。
- イ 部活動への入部については、「入部届」(1年生)、「継続届」(2、3年生)を校長に提出する。
- ウ 地域クラブ等への所属については、「校外活動への参加届」を校長に提出する。
- エ 退部や転部については、本人、保護者、学級担任、部活動担当者等が十分に話し合った上で届け出るものとする。

(2) 活動計画の作成について

- ア 部活動担当者は、年間の活動計画、各月の活動計画を作成し、校長の了承を得た上で生徒、保護者に周知する。

(3) 活動時間について

- ア 4月から10月の平日は、放課後2時間程度の活動とする。(解散時刻18:15)
11月から3月末日までの平日は、放課後1時間半程度の活動とする。
(解散時刻17:45)
- イ 年間を通じて、休日の活動時間は3時間程度までとする。ただし、大会参加や練習試合についてはこの限りではないが、生徒の過度な負担にならないよう配慮する。
- ウ 朝の活動(朝練習)は行わない。

(4) 部活動休止日について

- ア 最低でも週に平日1日以上、土日のいずれかも活動休止日とする。
- イ 原則として月曜日を部活動休止日とする。但し、学校行事等により変更する場合もある。
- ウ 土日と連続した大会に参加した場合は、別に休日を設ける。シーズンオフの期間であれば、次の週、または前の週の土日を休日にするのが望ましい。
- エ 定期テスト前3日間は部活動を休止する。大会に参加する等の事情が生じた場合は、校長の許可を得る。

(5) 外部コーチについて

- ア 競技力向上のため、外部コーチを必要する場合は、当該の部活動担当者及び部活動保護者会の代表が申請し、校長が認可する。
- イ 外部コーチは、部活動担当者と十分に意思疎通を図り、学校部活動の趣旨と活動の約束を深く理解するとともに、教育的配慮をもって生徒に接しなければならない。

(6) 校外での練習試合や大会参加について

- ア 第1・3日曜日に活動する場合は、事前に必ず校長の許可を得る。
- イ 現地集合ではなく、学校を集合・解散場所に行っている場合は、部活動担当者もその場に必ず居合わせる。
- ウ 担当者は自家用車で移動することを原則とする。生徒を乗せることは禁止する。
- エ スクールバスを利用する場合は、必ず部活動担当者が同乗すること。

(7) 活動費用について

- ア PTA会員による部活動振興費の一部を費用として活動の補助に充てる。その管理については学校事務担当者が行う。
- イ 費用の徴収についてはPTAの了承を得て行う。
- ウ 各部活動で上記以外に活動費用が必要な場合は、各部活動保護者会等で詳細を決める。

4 生徒の安全確保・事故防止について

(1) 事故防止のマネジメント（安全管理・指導体制）

ア 部活動担当者は日常の活動を安全に行うことができるよう、生徒の安全に万全を期すとともに、活動場所等の安全点検も併せて行う。

イ 校長及び部活動担当者は万が一に備え、学校安全危機管理マニュアルを参考にしながら、緊急対応について対処の仕方を確認する。

(2) 施設・設備・用具等の管理

ア 校長及び部活動担当者は、使用する施設・設備・用具等の安全性について確認し、安全面に十分に注意して指導に当たる。

イ 安全面に不備がある場合には速やかに管理職に報告する。

(3) 生徒の健康状況の把握と配慮

ア 活動の前後に健康観察を行い、常に生徒の健康管理に努めるとともに、必要に応じて保護者に状況を説明するなどして連携を図る。

イ 必要に応じて養護教諭等と連携・協力して健康管理に努める。

ウ 感染症拡大の恐れがある状況では、校長及び部活動担当者等が協議し、活動内容の変更や中止等の措置を講じる。

(4) 環境条件への対応

ア 熱中症による事故を防止するため、「横手市立小・中学校熱中症予防ガイドライン」を参考に、活動の実施について適切に判断するとともに、気象庁の「高温注意情報」及び環境省の「熱中症予防情報サイト」等の情報に留意し、気温や湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。

イ 冬期間の練習に関しては、十分なウォーミングアップをするとともに、必要に応じて暖房を利用するなどして、怪我の防止に努める。

5 体罰・ハラスメントの根絶及び不祥事等の防止

(1) 体罰・ハラスメントの根絶

ア 部活動担当者は生徒の人格を尊重し、学校の教育活動の一環として行われるものであることを理解した上で指導に当たる。体罰・ハラスメントは絶対にしない。校長は未然防止に向けて指導、監督する。

イ 保護者との信頼関係を構築し、部活動運営に理解と協力を得られるよう努める。

(2) 不祥事の防止

ア 部活動担当者は、指導に関係する者から金銭や物品等の提供を受けてはならない。

イ 部活動担当者は、金銭に直接接触する機会ができるだけなくなるよう、学校事務担当者や部活動保護者会の代表と十分に連携をとる。

6 部活動地域展開について

(1) 地域クラブの設立

ア 地域クラブの設立を検討している団体から相談があった場合は、市教育委員会及び市中学校体育連盟と活動内容や設立計画等について相談・協議する。

イ 市教育委員会から認定を受けた地域クラブからの報告に基づき、当該地域クラブの設立や活動内容、スケジュール、クラブ員の募集等について、生徒・保護者・横手明峰中学区小学校・地域に周知する。

ウ 当該地域クラブへの生徒の参加状況や完全展開年度を見据え、校内において当該部活動の募集停止及び設置の継続について検討し、適時、そのスケジュール等を生徒・保護者・横手明峰中学区小学校・地域に周知する。

エ 令和8年度から令和13年度までを「部活動改革実行期間」とし、地域クラブ活動と連携・調整を図りながら、部活動を運営する。

(2) 兼職兼業の扱い

ア 教職員から兼職兼業の許可の申請があった場合は、校長はその内容を確認するとともに、学校運営への影響や職務・校務分掌の公正、当該教職員の心身の健康等に十分留意の上判断し、市教育委員会に申請する。

イ 兼職兼業の許可を得て地域クラブ活動に従事している教職員がいる場合は、校長は従事内容や勤務時間外在校等時間と従事時間について本人と確認するとともに、必要に応じて本人又は地域クラブ運営団体と協議する。

7 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

(1) 基本的な考え

ア 学校部活動と地域クラブ活動で、高等学校入学者選抜における取扱いに差異が生じることがないように十分に配慮する。

イ 学校部活動や地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部・退会したこと、他の活動に移ったことなどのみをもって不利に取り扱うことのないように十分に配慮する。

(2) 調査書等への記載

ア 調査書等の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動から何うことができる生徒の長所、個性や意欲、能力など多面的に把握し、言及するよう努める。

イ 必要に応じて、地域クラブ運営団体と情報共有等を行う。

本方針は令和8年4月1日より適用する